

業 務 委 託 契 約 書

- 1 件 名 ○○○○○業務委託
- 2 業 務 内 容 別紙業務委託仕様書のとおり
- 3 業 務 場 所 会津計算センター
- 4 業務委託料 月額 or 年額 100,500 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 500 円)
- 5 委 託 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 6 契約保証金 免除

上記の委託業務について、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会（以下「発注者」という。）と株式会社○○○○○ ○○支店（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の各条項により、業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

- 2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度発注者と受注者とが協議して定める。
(業務の終了)

第2条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、or 上期（○月から○月）及び下期（○月から○月）ごとに、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の結果不合格となった場合は、発注者の指定する日までに補正し、再度の検査を受けなければならない。なお、再度の検査及び補正に要する費用は受注者の負担とする。

（支払い）

第3条 受注者は前条の検査に合格したときは、遅滞なく、発注者に対して業務委託料（以下「委託料」という。）を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅延）

第4条 受注者の責めに帰すべき事由により委託業務が履行できない場合は、受注者は遅延期間の日数に応じ、委託料に年 5.0%の割合で計算した額（当該金額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額、又はその金額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てる。）の延滞利息を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により前条の支払い期限までに委託料を支払わない場合は、発注者は、支払いが遅滞した期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の延滞利息を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委託し、又は承継させてはならない。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(作業管理)

第6条 受注者は、委託業務の遂行に関して発注者と連絡、調整等を行う業務遂行責任者（以下「業務遂行責任者」という。）を定め、発注者に通知するものとする。

2 業務遂行責任者は、次の事項を行うものとする。

(1) 受注者の技術者に対する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと。

(2) 委託業務に関して発注者の要望、依頼等を受けること。

(3) 委託業務に関して発注者と進捗状況、仕様等の打合せ、会議等を行うこと。

なお、業務遂行責任者は、自己の判断により当該打合せ、会議等に受注者の技術者を出席させることができる。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を、本契約有効期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。

2 前項に定めるもののほか、業務委託に係る個人情報等の保護については、別紙「個人情報の保護に係る約款」によるものとする。

(一括再委託の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託)

第9条 受注者は、委託作業を第三者に再委託する場合は、書面による発注者の承諾を得るものとする。この場合、受注者は当該第三者に対して第7条と同一の秘密保持義務を負わせなければならない。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお、債務を履行しないとき。

(2) 受注者が不正の行為をなし、又は相手方の職務の履行を妨げたとき。

(3) 受注者について差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更正手続き開始の申立があったとき又は清算に入ったとき。

(4) 第11条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する委託料を支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約を解除する部分の委託料相当額の10分の1を違約金とし、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他の不可抗力により債務の履行が不可能となったとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により債務を履行することができなくなったとき。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(損害賠償)

第 12 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決)

第 13 条 発注者と受注者との間で訴訟の必要が生じた場合、会津若松市を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項又は、この契約の履行について疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 福島県会津若松市東栄町 3 番 4 6 号
名称 会津地方市町村電子計算機管理運営協議会
会 長 室 井 照 平

受注者 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
名称 株式会社○○○○○
○○支店長 ○ ○ ○ ○

業 務 委 託 仕 様 書